

# 大野西小学校PTA運営規程（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、廿日市市立大野西小学校PTA規約（以下「規約」という。）第20条の規定に基づき、大野西小学校PTA（以下「本会」という。）運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事務局）

第2条 本会の事務局は、次に置く。

広島県廿日市市大野原四丁目2番60号 廿日市市立大野西小学校内。

## 第2章 組織

### （正副会長の選考）

第3条 正副会長は、立候補を原則とし、選考方法その他については、別に定める。

## 第3章 会議

### （定期総会）

第4条 定期総会は、毎年4月または5月に開催する。

## 第4章 会計

### （会費）

第5条 本会の会費の額は、1か月 300円とする。

2 会費の納入方法は、会長が別に定める。

### （旅費）

第6条 本会会員が会務のため出張した場合は、旅費を支給する。

2 旅費の種類及び支給額は、次のとおりとする。

- |          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 交通費  | 実費               |
| (2) 費用助成 | 日額 <u>1,000円</u> |
| (3) 宿泊費  | 1泊 10,000円       |

## 第5章 表彰

### （表彰）

第7条 本会の振興に寄与し、又は会員の模範と認められる行為のあった者を表彰する。

2 表彰は、功勞表彰及び善行表彰とする。

(功労表彰)

第8条 功労表彰は、規約第5条第1号から第7号に掲げる役員を通算して3年以上務めた者に感謝状を持って行う。

2 前項の表彰は、重複して行わない。

(善行表彰)

第9条 善行表彰は、次の各号に該当する者に表彰状を持って行う。

- (1) 本会の発展に尽力し、又は会務を助力してその成績が顕著な者
- (2) 前号に掲げる者のほか、会員の模範となる様な行為のあった者

(被表彰者の記録)

第10条 被表彰者の氏名その他必要な事項は、本会の会誌に記録して保存する。

## 第6章 慶弔

(弔慰金)

第11条 本会会員又は本校児童の逝去に際しては、次の各号に定める弔慰金を贈るとともに、役員が会葬する。

- (1) 会員 10,000円
- (2) 児童 10,000円

(餞別)

~~第12条 教職員が転任又は退任のため本会を退会するときは、餞別を贈る。~~

## 附 則

- 1 この規程は、平成11年5月8日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成12年5月6日から施行する。
- 3 この規程は、平成14年4月19日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年4月26日から施行する。
- 5 この規程は、令和3年5月31日から施行する。